

令和2年2月24日

日本学生ソフトテニス連盟

会長 小原 信幸

東日本学生ソフトテニスシングルス選手権大会における不祥事に対する

日本学生ソフトテニス連盟の対応について

—特別調査委員会設置の経緯—

(公財)日本ソフトテニス連盟(以下、「日本連盟」といいます。)から令和2年2月5日付「東日本学生ソフトテニスシングルス選手権大会における不祥事に対する(公財)日本ソフトテニス連盟の対応について」がHPに掲載されまして、『特別調査委員会』なるものの設置の根拠、選任方法、その権限とその根拠等』について当連盟宛にご下問を受けておりますので、次の旨を、文書をもってご回答いたしました。

当連盟は、従前から、今回の事態および対応について、日本連盟に報告し、その都度、HPでも公表を行ってまいりましたことではございますが、改めて経緯をご説明いたします。

まず、日本連盟に対して、当連盟は、令和2年1月12日付で異議申立てへの対応に関して文書で報告し、また、同年1月28日付で「特別調査委員会第2回(最終)答申について(日本学生ソフトテニス連盟 理事会報告)」と題する文書を、当連盟代表者である会長小原信幸名で提出して当連盟HPにも同趣旨の掲載をしました。当該文書の内容は、文中に記載の通り、当連盟内に設置し、諮問を行った特別調査委員会の「回答書」および「第2回(最終)答申」を当連盟理事会で審議し承認したことの報告を、各文書の全文を添えて行ったものです。

次に、特別調査委員会の位置づけについては、当連盟規約第18条2.(7)⑤に基づき、また第19条の手続きを履践して、理事会決定をもって設置しました。本委員会設置の趣旨について、当連盟は、令和元年7月28日の理事会決議に基づく8月1日付「第62回東日本学生ソフトテニスシングルス選手権における不正試合発生に関して(報告)」において、次の通り、当連盟としての対応方針を発表しています。

「4 当連盟の対策 当連盟は上記一連の事実を確認したので、重大な事態であると認定し、不正試合の全貌を究明するとともに不正試合に関与した選手及び審判員の適切な処分並びに再発防止策を検討する特別委員会の設置等を進めている。」

重ねて8月5日緊急理事会で委員会設置を決議し、委員選考は会長に一任することを承認しました。委員名簿も稟議承認を経ています。外部の専門家・有識者を含む委員による、執行機関である理事会とは中立的・客観的な立場から、不正試合の実態解明のための調査および再発防止策の策定して頂くことを目的とするものです。

8月23日付で「特別調査委員会」の設置および委員名簿についても日本連盟に報告とHPでの公表を行いました。

そこで、当連盟理事会は、特別調査委員会に対して、以下に記述する通り、2点の事項について諮問を行い、本委員会で審議の後、それぞれの答申の提出を受けて、理事会決議をもって承認しました。その経緯、答申の内容（全文）についても、日本連盟に文書をもって報告し、当連盟HPに公表してまいりました。

令和2年1月28日付文書は、次の通り記載して、以上の経緯に基づき、特別調査委員会の第2回（最終）について、当連盟理事会が報告したものです。

「諮問事項1. 今回の不正試合に関与した学生選手・審判員への適切な処分に関する件 については、「第1回答申」（令和元年9月19日付）を受けて、当連盟理事会において承認した結果を、令和元年9月25日付「特別調査委員会第1回答申について」として既に公表しております。

諮問事項2. 今回の不正試合についての、実態解明、原因究明、および再発防止策に関する件について、この度、「第2回（最終）答申」（令和2年1月23日付）が提出されましたので、当連盟理事会は1月26日に審議を行い、これを承認しました。ここに、「第2回（最終）答申」の全文を添えてご報告いたします。」

以上の事情についてご賢察のうえ、各報告のご受理くださり、引き続きご指導賜りたく、お願い申し上げます。

以上、当連盟における特別調査委員会の位置づけ、活動、および日本連盟への報告ならびに公表の経緯について、ここにご説明申し上げます。